

8. 事後調査

8.1 事後調査の実施方針

事後調査は、「奈良県環境影響評価技術指針」第25条 事後調査 及び「奈良県環境影響評価技術指針マニュアル」1-6.4 事後調査 等に基づき、以下の事項に該当する場合について行う。

- ① 予測の不確実性の程度が大きいもの
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるもの
- ③ 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- ④ 環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
- ⑤ その他必要と認められるもの

本事業の実施に伴う環境影響について、「7. 環境影響評価の結果」に基づき、事後調査を行う環境要素及びその理由（事後調査実施の判断）をとりまとめ、表 8.1-1に示す環境要素について事後調査を行うこととした。

なお、事後調査項目及び調査手法の選定時における留意点は以下に示すとおりとした。

[項目及び調査手法の選定時における留意点]

(1) 事後調査の必要性

事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定する。

(2) 事後調査手法

事後調査項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定する。

(3) アセスとの比較

事後調査の結果と環境影響評価の結果について、比較検討が可能となるようにする。

(4) 事後調査による環境負荷

事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、または低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定する。

(5) その他

必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定する。

表 8.1-1 事後調査を行う環境要素一覧表

事後調査項目			事後調査実施の判断					事後調査実施 の可否
			①	②	③	④	⑤	
大気質	工事中	周辺環境の大気質濃度						実施しない
		沿道の大気質濃度						実施しない
	供用後	周辺環境の大気質濃度	○				○	実施する
		沿道の大気質濃度					○	実施する
騒音	工事中	敷地境界の騒音						実施しない
		道路交通騒音						実施しない
	供用後	敷地境界の騒音	○				○	実施する
		道路交通騒音					○	実施する
振動	工事中	敷地境界の振動						実施しない
		道路交通振動						実施しない
	供用後	敷地境界の振動	○				○	実施する
		道路交通振動					○	実施する
低周波音	供用後	敷地境界の低周波音					○	実施する
悪臭	供用後	敷地境界の悪臭		○			○	実施する
水質	工事中	下流河川の水の濁り						実施しない
		下流河川の水の濁り						実施しない
	供用後	下流河川の水質					○	実施する
		下流のため池の底質					○	実施する
土壌汚染	供用後	敷地内の土壌汚染						実施しない
動物	供用後	周辺環境の動物						実施しない
植物	供用後	周辺環境の植物						実施しない
生態系	供用後	周辺環境の生態系						実施しない
景観	供用後	周辺環境からの景観						実施しない
人と自然との 触れ合い の活動の場	工事中	沿道利用の快適性						実施しない
		白川ダム利用の快適性						実施しない
	供用後	沿道利用の快適性						実施しない

備考：事後調査実施の判断

- ① 予測の不確実性の程度が大きいもの
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるもの
- ③ 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- ④ 環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
- ⑤ その他必要と認められるもの（地元住民の関心が高い）

8.2 事後調査の内容

事後調査を行う環境要素について、調査項目、調査地点、調査方法、調査時期等を整理し、表 8.2-1に示す。なお、目安とする基準は、環境影響評価の評価に用いた基準を基本とする。

表 8.2-1(1) 事後調査の内容（供用後における周辺環境の大気質濃度）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。
調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、その他有害物質（塩化水素、水銀、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン）
	時期・頻度	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 ※その他有害物質について、1季あたり調査頻度は以下のとおり 塩化水素・水銀：24時間値×7検体 それ以外の物質：24時間値×1検体
	調査地点	対象事業実施区域周辺の民家近傍6地点 （地点2～地点6及び祝徳公民館、図8.2-1参照）
	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月改定、環境省）に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月改定、環境省）に定める手法 塩化水素は、JIS K 0107「排ガス中の塩化水素分析方法」に定める方法
目安とする基準		環境基準等
基準を上回った場合の対応の方針		周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

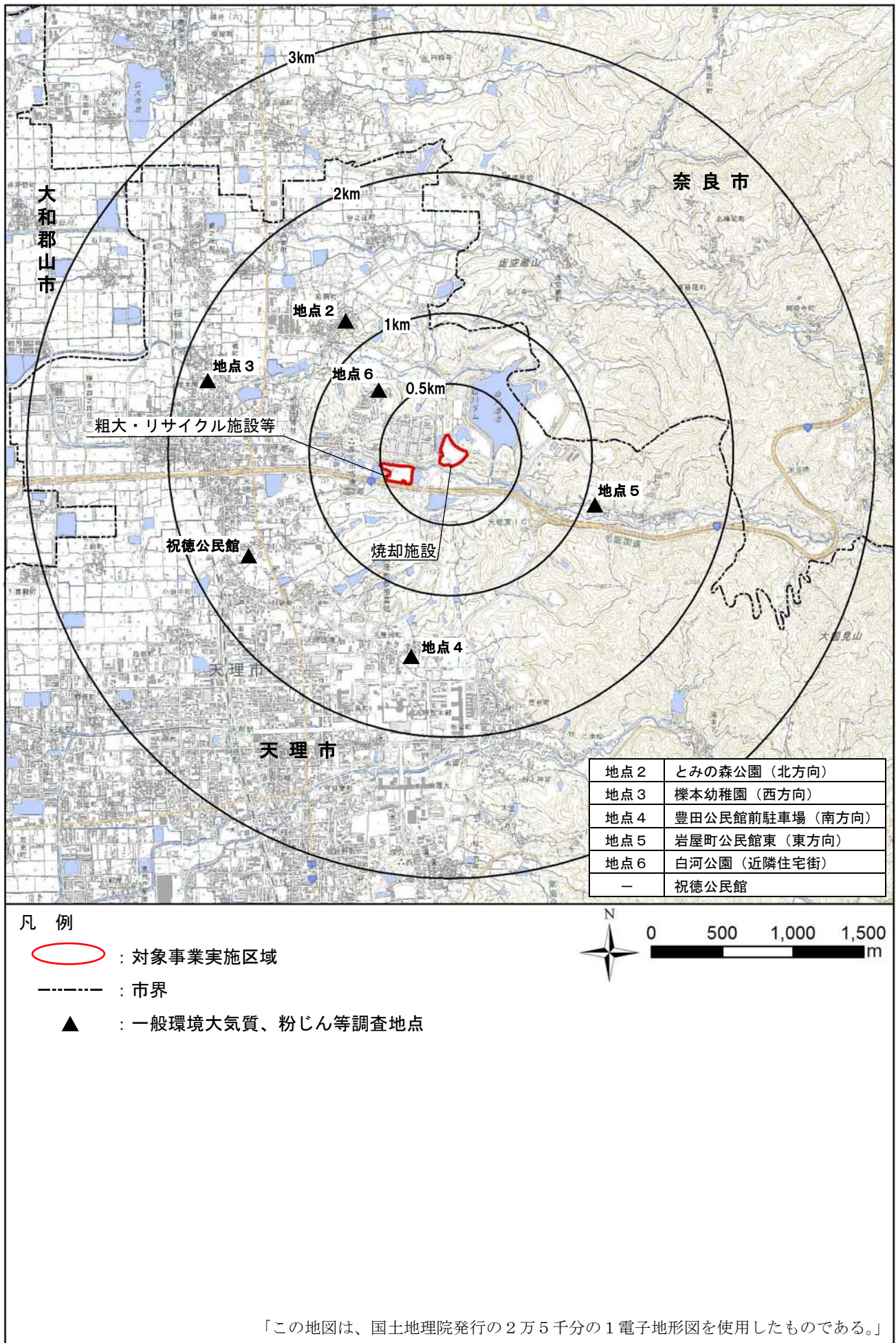


図 8.2-1 供用後における周辺環境の一般環境大気質の調査地点

表 8.2-1(2) 事後調査の内容（供用後における沿道の大気質濃度）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。
調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	時期・頻度	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）
	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法
目安とする基準		環境基準
基準を上回った場合の対応の方針		周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(3) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の騒音）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性がある。また、民家が敷地に近接するとともに、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの監視を要する。
調査内容	調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法
目安とする基準		騒音規制法の規制値（第二種区域）
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(4) 事後調査の内容（供用後における道路交通騒音）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの監視を要する。
調査内容	調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）
	調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法
目安とする基準		騒音に係る環境基準（道路に面する区域）
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(5) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の振動）

調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性がある。また、民家が敷地に近接するとともに、地元住民の関心が高いため、振動レベルの監視を要する。	
調査内容	調査項目	時間率振動レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法
目安とする基準	振動規制法の規制値（第一種区域）	
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

表 8.2-1(6) 事後調査の内容（供用後における道路交通振動）

調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、振動レベルの監視を要する。	
調査内容	調査項目	時間率振動レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）
	調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法
目安とする基準	振動規制法の規制値（要請限度）	
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

表 8.2-1(7) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の低周波音）

調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、民家が敷地に近接するとともに、地元住民の関心が高いため、低周波音圧レベルの監視を要する。	
調査内容	調査項目	低周波音圧レベル（平坦特性、G特性）
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境省）に定める方法
目安とする基準	心身に係る苦情に関する参照値	
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

表 8.2-1(8) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の悪臭）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、民家が敷地に近接する粗大・リサイクル施設では活性炭フィルターによる対策効果を確認する。また、地元住民の関心が高いため、悪臭の監視を要する。
調査内容	調査項目	特定悪臭物質濃度、臭気指数
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年1季（夏季）に1回
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定手法」（平成12年3月28日改定、環境庁告示17号）及び「嗅覚測定マニュアル」（平成14年12月、環境省）に定める方法
目安とする基準		悪臭防止法の規制値（特定悪臭物質濃度）、臭気指数（10未満）
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(9) 事後調査の内容（供用後における下流河川の水質）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、水質の監視を要する。
調査内容	調査項目	生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 生活環境項目：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 健康項目、ダイオキシン類：2季（夏季・冬季）に各1回 流量：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回
	調査地点	対象事業実施区域からの雨水が放流される2河川における放流地点前後で計4地点（地点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ、Ⅷ）
	調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」等に定める方法
目安とする基準		水質汚濁に係る環境基準等
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(10) 事後調査の内容（供用後における下流のため池の底質）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、底質の監視を要する。
調査内容	調査項目	土壌汚染環境基準項目、ダイオキシン類
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平水時1回
	調査地点	対象事業実施区域の下流のため池（上三ツ池、櫛本大池、原谷池、七辻上池）4地点（地点Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）
	調査方法	溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法 含有量※：「土壌汚染対策法」に定める方法 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法
目安とする基準		水質汚濁に係る環境基準等、土壌汚染対策法の規制値
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

※ 底質の含有量は、土壌汚染対策法の含有量基準項目である重金属（カドミウム、六価クロム、全シアン、総水銀、セレン、鉛、砒素、フッ素、ホウ素）を対象とする。

8.3 事後調査結果の報告

事後調査結果は、調査完了後は速やかにとりまとめ、奈良県に報告するとともに、山辺・県北西部広域環境衛生組合のウェブサイト上に公開する。

なお、事後調査の結果、本事業に起因する優位な環境影響があると認められた場合には、奈良県及び天理市等の関係部署と協議のうえ、適切な対応策を検討し実施する。

9. 環境影響評価の総合評価

9.1 環境影響評価の総合評価の概要

本環境影響評価では、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備事業」について、本事業の影響要因である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関して、14項目の環境要素（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地盤・土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等）を選定し、調査予測及び評価を行い、環境保全措置を検討した。

その結果、「大気質（供用後の周辺環境）」、「騒音（供用後の敷地境界）」、「振動（供用後の敷地境界）」については、予測の不確実性の程度が大きいものと判断し、事後調査を実施することとした。また、「悪臭（供用後の敷地境界）」については、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるものとして、事後調査を実施することとした。

それ以外の項目については、環境保全措置を実施することにより、環境影響は実行可能な範囲内で低減されている、または、基準又は目標との整合が図られているものと評価した。

なお、その他必要と認められる「大気質（供用後）」、「騒音（供用後）」、「振動（供用後）」、「低周波音（供用後）」、「悪臭（供用後）」、「水質（供用後）」についても事後調査を実施することとした。

なお、当初予想していなかった環境に影響を及ぼす事態が発生した場合、奈良県と協議のうえ、適切な措置の検討を行う。

10. 準備書に対する意見の概要と事業者の見解

10.1 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

準備書は、「奈良県環境影響評価条例」（平成10年奈良県条例第11号）第14条に基づき、令和元年7月5日から令和元年8月5日まで（土日祝日を除く）縦覧に供し、公告の日から令和元年8月19日まで意見を求めたところ、条例第16条に基づく環境の保全の見地からの意見書の提出が4通、意見数は21であった。

これらの意見を整理し、条例第17条に基づき意見の概要をとりまとめるとともに、事業者の見解を整理し、表 10.1-2に示す。

表 10.1-1 分類ごとの意見数

分類	意見数
環境の保全の見地からの意見	
1. 事業計画	2
2. 地域概況	1
3. 大気質	3
4. 大気質・悪臭	1
5. 景観	1
6. その他	13
合計	21

表 10.1-2(1) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
事業計画	1	<p>公害防止計画</p> <p>法規制よりも厳しい環境保全基準を設定とあります。</p> <p>それは大変結構なことではありますが、ここ最近頻発している<データの改ざん>という日本企業の不祥事をテレビ新聞紙上で見るに、何故このようなことが企業の中で隠されるのか、そのたびに株主主権論・社外取締役とかの話が出てきていろいろなことが言われます。</p> <p>これは集团的労働を必要とする、水田耕作を中心に形成された社会関係の考え方が、その根幹に大きく根を張っているものであり、容易に変わることはありません。データを改ざんすることが合理的であり、その結果不条理に陥ることになるでしょう。</p> <p>ついては、このようなデータの改ざんや結果の不条理を防止するために、外部委員による監査システムの構築をご検討いただくようお願い申し上げます。</p>	<p>施設の運転管理や操業中の環境モニタリングデータの採取、公表にあたっては廃棄物処理法等に規定される基準を確実に守り、計量法やダイオキシン類対策特別措置法等に従って信頼と安心に万全を期します。</p> <p>なお、環境モニタリングデータは焼却施設北側入口、粗大・リサイクル施設南側入口、管理棟内の多目的ホール及び櫟本公民館に表示され、組合ホームページでも常時公表する予定です。</p> <p>この表示されるデータは、排ガス測定機器で煙道中の排ガスを測定したものをリアルタイムで表示され公表されます。</p> <p>また、リアルタイムで表示されないダイオキシン類については、環境省が実施する調査の受注資格審査を行っており、これらの調査機関に測定を依頼するため適正に検査が実施され公表されます。</p> <p>ご指摘の外部委員による監査システムの構築については、検討します。</p>
	2	<p>今後について</p> <p>初回の説明会で、大体の運用開始時期は聞かされていますが、この施設を将来何年間使用するのか、使用できるのかは不明です。この点についても可能な限り、明記お願いしたいと思います。</p> <p>始めがあって終わりが無いのは何といっても片手落ちです。システムというのは構築時に夢があるものであり、夢のないものは決して良いシステムとは言えません。稼働を開始したとして、何の問題もなく運用できればそれに越したことはないのですが、周辺住民の不安や不満となる出来事が起こった時に、運転停止や再運用を検討できる第三者委員の監査システム構築をお願いします。</p>	<p>焼却施設用地の供用は、土地の地権者と平成29年3月から60年間の定期借地で更新なしの契約としており、令和6年2月から50年間に渡って使用することを前提としています。なお、地元との「新ごみ処理施設に係る協定書」の中で、50年後の次期建設候補地は、天理市以外の市町村で選定することとしています。</p> <p>また、ご指摘の第三者委員による監査システムの構築については、検討します。</p>

表 10.1-2(2) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
地域概況	3	<p>歴史は重要な環境の要素であり、それをないがしろにするような政策は、将来に大きな禍根を残すと考えます。</p> <p>日本最古の古事記に、 大和は 国のまほろば たたなづく 青垣 山ごもれる 大和し美し ヤマトタケルの望郷の歌としてあります。</p> <p>新ごみ処理施設は藤原京から平城京へと古代国家が形成される、いわゆる国の原点の位置にあります。そういった重要な歴史的背景を持った地でありながら、環境影響評価準備書の説明には、そのような記述が一切ありません。策定された評価基準書では、全国的視野のもとに策定されていると考えられますが、地方には地方の特殊な事情というものがあり、そのことには十分配慮されるべきであると考えます。</p>	<p>奈良県環境影響評価条例、同条例技術指針マニュアルに基づき、対象事業実施区域及びその周囲の概況として、人と文化遺産との触れ合いの状況について、準備書の第4章(89～94ページ)にとりまとめさせていただいています。</p> <p>歴史的背景については、環境影響評価条例の対象になっていないため今回の準備書には含まれていませんが、本市としては山の辺の道を結ぶエリアの重要性は深く認識しており、軽視するのではなく、環境についての啓発施設も設けるため歴史も含め環境と考え地域の魅力等を発信できる施設としてもやって行きたいと思っております。</p> <p>なお、ご指摘の内容については、配慮しながら事業を進めてまいります。</p>
大気質	4	<p>予測結果(例)ダイオキシン類について 測定地点6か所は全て天理市側です。 焼却炉設置予定の北東部(白川ため池と奈良市側)はダイオキシンの濃度が高いと予想される地域(0.00015)がありますが、測定地点に入っていません。(私有地があり)この場所についても測定ポイントに登録いただきたくお願いします。</p>	<p>大気質の測定地点は、方法書において、対象事業実施区域内1地点、人家等の分布も考慮した対象事業実施区域の東西南北方向各1地点及び近隣住宅街1地点の計6地点を調査地点として設定しました。</p> <p>これらについて、方法書説明会及び環境影響評価審査部会に説明し、いただいた意見を踏まえて現地調査を実施し、その結果を準備書にとりまとめ、環境影響評価に求められる予測は、適切に行われたものと認識しています。</p> <p>事後の調査地点については、周辺状況において、改めて偏りのないよう検討いたします。</p>

表 10.1-2(3) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
大気質	5	<p>令和元年7月7日の櫛本公民館での、山辺・県北西部広域環境衛生組合の説明を聞いて、感じたこと</p> <p>この組織は、本計画を強引に推し進める力はあるが、本施設を適正に作り上げる能力が、不足している</p> <p>本来は、そのような能力のある民間会社に委託すべきであるが、本計画を進める上での絶対条件である、“周辺住民の理解”が、住民を無視した、区長会だけの同意による、まやかしの協定書では、民間会社は、“周辺住民の理解”と見做さないため、そんな仕事は請け負わない</p> <p>PRTR法は、462種類の有害な化学物質があって、ごみ処理施設からその化学物質が排出されていると、国が認めているものである、現段階では、人体への影響を調査研究をしている途中であるから、そのうちの、水銀と、ダイキオシン類だけが、法規制値以下というだけで、どうして安心、安全、と言えるのであろうか</p> <p>隣の施設、シャープの親会社が中国系の外資企業であることを、忘れてはならない</p> <p>本施設が稼働後、シャープの社員に健康上の異常が発生すれば、シャープ研究所が維持できない理由で、天理市相手に、施設稼働の停止と、損害賠償数千億円を求めて訴訟を起こす可能性がある</p> <p>本施設を安全、安心と説明していれば、PRTR法を理由に、安全である立証責任を問われる可能性がある</p> <p>まして、PTTのISD条項が関係すれば、訴訟には勝てない</p> <p>以上の点で、本計画を中止すべきである</p>	<p>本施設は、PRTR制度の対象として、届出を行い、適切に管理していくこととしています。</p> <p>化学物質に対しては、法令等基準値や排ガスにおける自主基準値も設定しており、この基準を遵守して周辺住民等が安心、安全な施設にしていまいります。</p>

表 10.1-2(4) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
大 気 質	6	<p>全ての調査項目についての大気質予測結果によると、ごみ焼却施設の排煙の高濃度排煙エリアと最大着地濃度地点が、施設の南方向0.5～1.0kmに集中している。これは施設建設地点の風向観測からの結果ではあるだろうが、あまりにも隣接地の石上町に集中している。</p> <p>煙突の高さをもっと高くして濃度拡散を図り、着地点をさらに遠くなるようにすべきである。</p> <p>また、解析結果では、施設から直線的に南方向に降煙があるとなっているようだが、風向は山の背に沿うのではなく山裾に降下するのではないのか。</p>	<p>煙突からの排ガスによる大気環境への影響の分布は、焼却施設建設区域内で実施した1年間の気象調査データを解析して予測したものです。</p> <p>煙突の高さについては、大気環境影響、景観影響といった環境の側面のほか、経済性及び住民意見など多面的に総合検討を行い、最終的には大気質に関する配慮を重視することで、有識者や地元自治会等で構成された新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「施設整備検討委員会」という。）において59mで決定しました。</p> <p>こうして設定した条件に基づき環境影響評価を行い、その予測結果からも煙突の高さについては問題がないと考えます。</p> <p>また、煙突高さと予定地周辺の地形の状況を踏まえて、一般的な平面予測手法で解析を行っており適応できると考えます。</p>

表 10.1-2(5) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
大気質・悪臭	7	<p>将来を見据えた処置について</p> <p>現在火葬場であれば住宅地の中に設置されていてもあまり問題にはなっていない。これは出てきた煙を再度燃やして、無臭無害化しているためであります（大和郡山市）。</p> <p>天理市は山の方で多くの電気を作っておられるとのこと、その電気を使って、出てきた煙を再燃焼させる等、余っている資源と新しい技術や施設を使って、この問題を前向きに解決することが得策であると考えます。</p>	<p>焼却施設は24時間連続燃焼であり、燃焼温度を850℃以上とするため、臭気成分は分解されます。焼却時にはごみピット内の空気を使用し、エアカーテンにより臭気は外に漏れない構造になっています。排ガスについては、排ガス処理設備により有害物質を法令等の規制値以下に処理し、適切に運営します。</p> <p>また、準備書で大気質や悪臭等について予測した結果、環境基準を下回る結果となっています。</p> <p>排ガスを無臭無害化することは現時点の技術では困難ですが、本施設では最新の排ガス処理技術を採用し、法令等基準値よりも厳しい自主基準値を設定し、「環境にやさしい施設」を基本方針として周辺住民が安心できる施設整備を目指すこととしています。</p>
景観	8	<p>予測結果 景観について</p> <p>項目4に煙突の高さ59mと記載されています。</p> <p>項目の45.46.47には、建物の左側に位置する煙突が予測結果の景観として描かれています。どれも建物の高さの2倍以内であります。一方、項目24のスケッチは建物の2.5倍以上の煙突が描かれています。</p> <p>このこと自体は裁判で争われても決して問題になることはないでしょう。</p> <p>しかし、準備書の段階でこのような矛盾があるということは、この書類の全てに大きな疑問を抱かざるを得ません。</p> <p>改めて、建物の高さや煙突の高さの、予測結果の景観を示していただきたくお願いいたします。</p>	<p>焼却施設は建物35m、煙突59mの計画に基づき景観の予測結果を準備書の525～537ページに示しています。</p> <p>なお、準備書説明会の資料番号24のスケッチについては、ダイオキシン類の影響を分かり易く図示したイラストであり、環境影響評価における景観については、前述の建築物で予測評価をしております。</p> <p>（項目番号は、住民説明会での資料番号を示しています。）</p>

表 10.1-2(6) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
その他	9	<p>「新ごみ処理施設建設に係る協定書」 平成30年4月12日付</p> <p>(甲：櫛本校区区長会長、乙：山辺・ 県北西部広域環境衛生組合管理者 による協定書)</p> <p>には、①環境保全を担保する具体的な環境保全基準値の規定、②問題発生時の対応の規定等が定められていない。</p> <p>環境影響評価に係る現況調査及び工事中・稼働中の予測値が公示されたので、同上協定書の規定第13条に基づき、上記①②規定等を速やかに定めるべきである。</p>	<p>①については、施設整備検討委員会の答申で出された排ガスの自主基準値が、要求水準書に明記されています。②についても、要求水準書で排ガス等の停止基準等が定められており、基準値を超えて運転することはできません。</p> <p>なお、自主基準値を設けていない有害物質等についても法令等を遵守した運営を行います。</p> <p>排ガスについては、意見1の見解のとおり表示装置を設置し、不適合事象が発生した場合は、運転を停止して是正するとともに、必ず住民説明会を開催し報告を行います。</p> <p>また、本施設の建設及び稼働に因果関係が認められる被害については、誠意をもって補償いたします。</p>
	10	<p>環境影響評価準備書の段階において、事業周辺地域の各種環境項目の現況値並びに新ごみ施設建設工事中及び稼働後の予測値が提示された。</p> <p>今後は、具体的に「環境保全協定書等」を定める必要がある。</p> <p>定める事項は、①自主環境基準値 ②自主環境基準値に基づく大気質・水質等の排出基準値 ③モニター機器類の設置 ④住民と組合の環境保全協議会等 ⑤基幹設備等の変更協議内容 ⑥不適合事象発生時の報告義務 ⑦重大な不適合事象発生時の措置等（設備停止、原因調査、復帰工事、再稼働協議、損害賠償等） ⑧立入調査対応義務 ⑨稼働停止時の環境保全措置 等を必須事項とすべきである。</p>	<p>意見No.9の見解のとおりです。</p>

表 10.1-2(7) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
その他	11	<p>平成30年2月～平成31年1月に行われた、一般環境大気質等の現況調査値は環境基準値等より低いレベルであった。</p> <p>二酸化窒素、浮遊粒子状物質、1,2ジクロロエタン、ベンゼン、降下ばいじんは基準値の60～10%レベルで、他の化学物質は10%以下であった。</p> <p>この結果は、今まで櫛本町及び周辺町民並びに農民が、郷里を整備・補修してきた賜物である。私達は、今後ともこの環境を守り更に改善して健康的に生活していきたいし、またその権利を所有している。</p> <p>その目的を達成するために、新ごみ施設建設に対して、田園・歴史・文化地域にふさわしい「自主環境基準値」を設定する必要がある。また「自主環境基準値」設定のための、住民と組合の協議会を立ち上げるべきである。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。
	12	<p>平成30年2月～平成31年1月に行われた、一般環境大気質等の現況調査値は環境基準値等より低いレベルであった。</p> <p>二酸化窒素、浮遊粒子状物質、1,2ジクロロエタン、ベンゼン、降下ばいじんは基準値の60～10%レベルで、他の化学物質は10%以下であった。</p> <p>この結果は、今まで櫛本町及び周辺町民並びに農民が、郷里を整備・補修してきた賜物である。私達は、今後ともこの環境を守り更に改善して健康的に生活していきたいし、またその権利を所有している。</p> <p>その目的を達成するために、新ごみ施設建設に対して、田園・歴史・文化地域にふさわしい「自主環境基準値」を設定し、その基準値をクリアできる「施設からの排ガス基準値」を決める必要がある。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。

表 10.1-2(8) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
その他	13	<p>大気質の現況値と新ごみ処理施設稼働後の予測値が検討されている。</p> <p>例えば、二酸化窒素に関しては、長期予測値は「現況値+0.2~0.5%」の影響で済むが、短期予測値はバックグラウンド値自体が現況値の3.6倍になり、最も濃度が高くなるダウンドラフト時は現況値の5.7倍になる。</p> <p>各々別々の環境基準値で環境管理を行なわざるをえないため、各々に適したモニター機器類を、適切な場所に設置する必要がある。</p> <p>しかし管理影響評価準備書に示された「環境保全措置」の内容は抽象的である。今後「環境保全協定書」等で環境悪化を防止する対策を提示して欲しい。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。
	14	<p>櫛本・岩屋町の大気環境上の弱点は、近隣工場と名阪道に起因する大気汚染である。平成30~31年の環境影響評価現況調査においても、燃料燃焼や溶剤に係る汚染物質が検出されている。</p> <p>二酸化窒素は「地点1」で0.013ppm(環境基準値0.04ppmの33%)、「地点b」で0.023ppm(環境基準値0.04ppmの58%)</p> <p>ベンゼンは「地点1~6」で0.0006~0.00069mg/m³(環境基準値0.003mg/m³の20~23%)</p> <p>など、産業・交通及び気象状況が変動すれば環境基準値を越しかねない脅威がある。</p> <p>新ごみ施設建設に際しては、田園地帯として安心できる「自主基準値」を定める必要がある。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。

表 10.1-2(9) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
その他	15	<p>櫛本・岩屋町の環境改善を行う重要課題の一つは「二酸化窒素」の排出量を下げることだと考える。</p> <p>一般環境大気質で、二酸化窒素は「地点1」で0.013ppm(環境基準値0.04ppmの33%)、「地点b」で0.023ppm(環境基準値0.04ppmの58%)であり、酸性雨の一因となるとともに、河川・溜池に溶解・蓄積され、今回の水質調査でも「全窒素」の濃度が高く、「高瀬川上流、高瀬川下流、櫛川下流、上三ツ池」で1.3~1.5mg/Lが検出され、参考値としての環境基準(B類型、V類型)1mg/Lを超過している。</p> <p>窒素は河川・溜池の藻を繁茂させ、河川管理上川掃除を阻害し、溜池の化学的酸素要求量(COD)を高め、水質汚染をきたす。</p> <p>新ごみ施設建設に当たっては、自主環境基準値により「二酸化窒素」管理を強化する必要がある。</p>	意見No.9の見解のとおりです。
	16	<p>櫛本町の農業でハウス栽培が行われている。</p> <p>名阪道ができ、近隣工場ができるにともないビニールハウスにたまる粉塵が多くなったと感じている。</p> <p>新ごみ焼却施設では、広域の多量のごみが焼却され、粗大・リサイクル施設ではプラスチック容器・ペットボトルが圧縮梱包され粉塵発生が増加する。作業場の集塵機や微量VOC吸着装置等を検討することであるが、その効果を発揮させ、現況調査値の降下ばいじんを増加させない「自主環境基準値」を設定すべきである。</p>	意見No.9の見解のとおりです。

表 10.1-2(10) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
その他	17	<p>平成30年度に行われた水質調査結果（生活環境項目）では、「全窒素、全リン」が、参考・環境基準値に近い値が検出され、これが一因と想定される、溜池の化学的酸素要求量(COD)を高め、今回調査された「地点Ⅲ～Ⅵ」全ての溜池で夏季・秋季は5.4～17mg/Lが検出され、参考値とした環境基準(B類型、V類型) 5mg/Lを超過している。</p> <p>これらの化学物質は、河川・溜池を汚染し、農作業や農作物に被害を与える。今以上の汚染は許されない。</p> <p>新ごみ施設建設に当たっては、参考とした環境基準値を遵守すべく「自主基準値」を定める必要がある。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。
	18	<p>平成30年度に行われた、水質調査結果の現況調査値は殆どの化学物質の分析結果がND(定量下限値未満)であった。これは櫛本町民、農民が郷里を整備・補修してきた賜物である。これ以上の汚染は許されない。</p> <p>しかし、電気・電子産業特有の化学物質やダイオキシン類が検出されるなど、周辺環境の影響を受けている。</p> <p>新ごみ施設建設に当たっては、今以上の汚染を防止するため「自主環境基準値」を設定し、その基準値をクリアできるよう「施設からの排水基準並びに雨水排水基準」を決める必要がある。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。

表 10.1-2(11) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
その他	19	<p>平成30年度に行われた、水質調査結果（健康項目、ダイオキシン類）の現況調査値は殆どの化学物質の分析結果がND（定量下限値未満）であった。これは櫛本町民、農民が郷里を整備・補修してきた賜物である。これ以上の汚染は許されない。</p> <p>しかし、電気・電子産業特有の化学物質「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素」が検出されている。</p> <p>また、冬季にはダイオキシン類が環境基準値にほぼ匹敵する溜池がある。</p> <p>新ごみ施設建設に当たっては、今以上の汚染を防止するため「自主環境基準値」を設定する必要がある。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。
	20	<p>平成30年度に行われた、水質（溜池の底質）の現況調査値は殆どの化学物質の分析結果がND（定量下限値未満）であった。これは櫛本町民、農民が郷里を整備・補修してきた賜物である。これ以上の汚染は許されない。</p> <p>しかし、電気・電子産業特有の化学物質「フッ素、ほう素、銅」が検出されている。</p> <p>また、ダイオキシン類も検出されている。</p> <p>新ごみ施設建設に当たっては、今以上の汚染を防止するため、底質に係る「自主環境基準値」を設定する必要がある。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。

表 10.1-2(12) 準備書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
その他	21	<p>平成30年度に行われた、土壌汚染調査結果の現況調査値は殆どの化学物質の分析結果がND(定量下限値未満)であった。これは櫛本町民、農民が郷里を整備・補修してきた賜物である。これ以上の汚染は許されない。</p> <p>しかし、電気・電子産業特有の化学物質(六価クロム、フッ素、銅、鉛)やダイオキシン類が検出されるなど、周辺環境の影響を受けている。</p> <p>新ごみ施設建設に当たっては、今以上の汚染を防止するため「自主環境基準値」を設定する必要がある。</p>	意見No. 9の見解のとおりです。

10.2 準備書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

「奈良県環境影響評価条例」（平成10年奈良県条例第11号）第18条に基づき、審議会の意見を聴くとともに、天理市長、奈良市長及び大和郡山市長の環境の保全の見地からの意見を勘案し、令和元年12月10日に奈良県知事意見が出された。

準備書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 準備書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
1. 総括的事項		
	対象事業のうち焼却施設の焼却方式については、ストーカ式または流動床式のいずれかを選定するとされている。焼却方式が決定した際はすみやかに公表を行い、選定方式による事業実施における環境影響予測等について改めて検討し、実行可能な範囲で、適切かつ十分な環境保全措置を講じ、環境影響の低減に努めること。	焼却方式が決定した際はすみやかに公表を行い、選定方式による事業実施における環境影響予測等について改めて検討し、実行可能な範囲で、適切かつ十分な環境保全措置を講じ、環境影響の低減に努めてまいります。
2. 個別的事項		
(1) 大気質	大気質の事後調査地点については、今回準備書に示された調査地点と併せて、住民から意見のあった地点についても、偏りのないよう、十分配慮のうえ検討すること。	事後調査では、準備書に示した周辺の調査地点（地点2～地点6）と併せて、住民意見に配慮し祝徳公民館についても現地調査を行います。
(2) 景観	施設及び煙突が出現することにより周辺の眺望景観に変化が生じることから、施設の形状・色彩等の外観については周辺環境及び景観との調和に配慮した上で決定すること。	施設のデザインについては、設計・施工を行う総合評価落札方式参加事業者への要求水準書の中に、「外観はシンプルなデザインとし、周辺環境と調和を図り、周辺住民にとって親しみやすい施設にする。」としています。煙突についても煙突計画に「外筒は、デザインに配慮し地域のランドマークとなるよう、形状・色彩計画を行うこと。」としており、このような提案をするよう求めてまいります。

表 10.2-1(2) 準備書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
2. 個別的事項		
(3) 廃棄物等	<p>ア 施設の稼働により発生する廃棄物（焼却灰及び飛灰）の発生量について、組合を構成する各市町村での現在の処理による廃棄物量と比較し、概要を整理して評価書に記載すること。</p> <p>イ 施設から排出される廃棄物と、施設に搬入される廃棄物を区別できるよう分かりやすい表現を用い、評価書に記載すること。</p>	<p>施設の稼働により発生する廃棄物（焼却灰及び飛灰）の発生量について、組合を構成する各市町村での現在の処理による廃棄物量と比較し、概要を整理し、「第7章 7.13 廃棄物等 p561」に記載しました。</p> <p>施設から排出される廃棄物について、「施設の稼働により発生する廃棄物」の表現に統一して評価書に記載しました。なお、搬入車両を除き、施設に搬入される廃棄物は基本的に「ごみ」と表現しているため、このままとします。</p>
(4) その他	<p>廃棄物搬入車両の通行については、地元住民の要望もあることから、沿道の交通安全対策を行う等、周辺道路及び生活環境への影響をできる限り低減すること。</p>	<p>廃棄物搬入車両の通行については、運転者への安全教育の徹底、指定ルート走行の指導、苦情窓口設置、焼却施設の東側に隣接する無信号交差点への信号機設置協議などを行ってまいります。</p>

11. 環境影響評価の委託先の事業者名及び所在地

11.1 環境影響評価書作成の委託先

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 奈良事務所

代表者：事務所長 村田 達哉

所在地：奈良県奈良市内侍原町6

電 話：0742-25-2660

